次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一　北緯三十六度二十三分〇秒、東経百三十六度二十二分二十秒の点 二　北緯三十六度二十三分十一秒、東経百三十六度二十二分二十二秒の点 三　北緯三十六度二十三分三十五秒、東経百三十六度二十二分三十四秒の点 四　北緯三十六度二十三分五十八秒、東経百三十六度二十三分十七秒の点 五　北緯三十六度二十四分十秒、東経百三十六度二十三分二十八秒の点 六　北緯三十六度二十四分三十四秒、東経百三十六度二十四分十五秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八十三　航空自衛隊美保基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
鳥取県境港市	鳥取県米子市 大篠津町及び葭津（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	鳥取県米子市 大篠津町、葭津及び和田町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
小篠津町二千二百五十八番地	鳥取県境港市 小篠津町（次の図面に示す部分に限る。）	鳥取県境港市 幸神町、小篠津町、佐斐神町、財ノ木町、三軒屋町、誠道町（次の図面に示す部分に限る。）、中海干拓地（次の図面に示す部分に限る。）、新屋町（次の図面に示す部分に限る。）、麦垣町（次の図面に示す部分に限る。）、森岡町（次の図面に示す部分に限る。）、夕日ヶ丘一丁目及び二丁目並びに渡町（次の図面に示す部分に限る。）
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸により囲まれた海域 一　北緯三十五度三十分三十七秒、東経百三十三度十五分十九秒の点 二　北緯三十五度三十分二十九秒、東経百三十三度十五分三十四秒の点 三　北緯三十五度三十分五秒、東経百三十三度十五分十五秒の点 四　北緯三十五度三十九分五十一秒、東経百三十三度十五分五十九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百八十四　航空自衛隊防府北基地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
山口県防府市	山口県防府市 大字田島（次の図面に示す部分に限る。）	山口県防府市 大字田島無番地 伊佐江町、石が口二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大字伊佐江（次の図面に示す部分に限る。）、大字植松（次の図面に示す部分に限る。）、大字仁井令（次の図面に示す部分に限る。）、大字新田（次の図面に示す部分に限る。）、大字西浦（次の図面に示す部分に限る。）、大字浜方（次の図面に示す部分に限る。）、桑山二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、桑一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南水町（次の図面に示す部分に限る。）、高倉二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、開出本町（次の図面に示す部分に限る。）、開出西町（次の図面に示す部分に限る。）、大字仁井令（次の図面に示す部分に限る。）、仁井令町（次の図面に示す部分に限る。）、西仁井令一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、華園町（次の図面に示す部分に限る。）、東仁井令町並びに鞠生町（次の図面